

第5章 まとめ

第3章において、京都市、神戸市、洲本市3市へのヒアリングを通じて、日本の地方自治体の当該地域圏における食料供給や市民の食料調達に関する課題認識や関連する取組を確認した。

また、第4章において、地域圏フードシステムの強化をめざし各地で取り組みが進んでいるフランスの「地域圏食料プロジェクト」(PAT)について、法制度化されるまでの背景・変遷、法制度の内容、さらには、トゥルーズ・メトロポル及びモンペリエ・メトロポルにおける具体的なPATの取組内容を確認した。

地域圏においてフードシステムの見直しと強化を図るには、地域圏の実情に即した対策が求められる。それには、PATの手法として提示されているように、地方公共団体が主導し、専門職業者を中心に関係者自らが共同で実情を把握し（共同診断）、協議を重ねることによって、対処すべき課題を見出し、目標と行動を定め、関係者自らそれに取り組めるようにすることが必要となる。

本章ではまとめとして、まず、第1章及び第2章で我々の調査によって明らかになった日本の課題を再度確認する。ついで、主導性・自発性が発揮され、議論を重ねて課題と行動を見出すことができているフランスに対して、今のところ日本はそれが難しく、その差を生み出している要素を明らかにするために、第3章及び第4章を踏まえて、①法制度面、②地方公共団体、③専門職業組織の3点に着目し日仏の相違点を整理する。④あわせてプロジェクトの内容にも触れておく。最後に、それらを元に、日本において地域圏フードシステムに関する取組が進むための方策について提言を行うこととする。

第1節 日本の食をめぐる課題

第2章のデータ分析及び第3章の地方自治体ヒアリング、事業者調査によって明らかとなった課題を以下で整理する。

(1) 農林水産業、食品産業、食生活をめぐる課題

3市の農政担当者が課題として共通して挙げたものは担い手不足である。担い手不足は、農業者の減少・高齢化により、京野菜や淡路島玉ねぎなど地域の食文化を具体化する作物の生産体制の弱体化を意味する。

また、食品製造業についても、高齢化により廃業する事業者が増えている。2012年から2016年の4年間において、例えば、京都市の漬け物製造業者（野菜漬け物製造業）が約17%、豆腐製造業者（豆腐・油揚製造業）が約12%それぞれ減少するなど、地域の食を支える食品製造業者が減少することにより、地域の食文化の継承の観点からも課題となっている。

このことは、流通事業者においても同様である。同時期における京都市の飲食料品卸売業全体としては1.5%の減少であることに対して、調味料を扱う卸売業者（砂糖・味噌・醤油卸売業）では47%、乾物を扱う卸売業者（乾物卸売業）では25%とそれぞれ大きく減少している。また、小売業においても、飲食料品小売

業全体としては4.0%の増加であることに対して、鮮魚小売業が26%、食肉小売業（卵・鳥肉を除く）が9%と減少している。このように、専門の卸売業や小売店が減少しており、これまで産品の価値を適切に消費者に伝えてきた業者が減少し、それに代わって小売では食品スーパー・マーケットが18%と増加している。食品スーパー・マーケットのなかには、伝統食材の売り場の広いところも少なくないが、それでも全体として専門の卸売業や小売業の同様の機能を果たすことは困難であり、産品の価値を適切に伝えることで地域の食文化を継承していくことについての持続性に課題がある。

そのなかで、事業者ヒアリングを通して、京都に典型的にみられたように、上記事業者数が減少している味噌、食肉、豆腐などの事業分野でも、歴史のある事業者の存在とその特性は見落とせない。馴染みの客を抱え、時代を読み取って事業と製品を磨く高い技能を持ち、早くから後継者を育て、地域事業者との関係を大事にしている。職業組合の結束も強い。この状態は地域や食品分野によって大きな幅がありそうである。

他方、伝統食材に限らず、食材の供給とその地域性において、京都市、神戸市、洲本市では大きな差がみられ、家庭の食生活への影響とも合わせて直面する課題がかなり異なっている可能性がある。

京都市は、食材を供給する卸、食料品スーパー・マーケットが増加し、かつ各種飲食店が減少しており、家計調査年報による食材への支出額も平均より高いことから、食材の供給・購入は低下せず、家庭内調理が維持されているか増えている可能性がある。また、食品製造業、小売業ともに、同一市町村への販売が多く、小売業による地域内への卸も増えており、2009年から2018年には販売の地域性は高まったとみられる。

対して、神戸市では、商店街や小売市場が多く残っているものの、統計からみると食材を供給する各種専門店、食品スーパー・マーケットが減少する一方、コンビニエンスストアが顕著に増加し、家計調査年報の食材への支出額がやや低いことから、食材の供給・購入が低下し、家庭調理が減少している可能性がある。また、食品製造業が大きい都市であり、大手企業・国内全域への販売が増加している。小売業も同一市町村への販売が大きく減少し、地域内への卸も減少しており、流通の地域性はかなり低下していると推察される。

洲本市では、専門店と食品スーパー・マーケットの減少、飲食料品卸売の減少がみられ、食材全般の供給量が減少する一方、食堂・レストラン、専門店が増加しており、家庭内調理が減少し、外食が増えている可能性がある。

この差異は、地域圏内の卸売市場の位置づけやそれを核とした流通の状態、小売店の配置と市民のアクセスの状態とも関連付けて分析する必要がある。神戸市、洲本市の家庭内調理の減少の可能性については、家庭により差が大きいのか、全体に減少しているのかを含め、現況の調査が必要であろう。

(2) 地方自治体へのヒアリングから分かったこと

地方自治体のそれぞれの部署が、与えられた役割の中で課題に取り組んでいるが、部局間の連携は少ない。その結果、地域の食をどう守っていくのかという問題について、横串で考えられることが無い。

その中でも、中央卸売市場関係者は、自治体の内への食料供給の役割を果たすため、地場産品のみならず、域外からの産品を広く扱い、また地場産品を域外へと移出する機能も担っていることにより、食の問題について比較的広い立場から考えている。しかしながら、卸売市場についても市場外流通による取扱量の減少、

特に仲卸事業者を中心に事業者の減少など課題となっている。

一方、中央卸売市場のない地方自治体においては、地域の食に関するデータや問題点を把握する術すらないのが実態であり、食に関する問題意識を持つことも少ないので実態である。

貧困問題などを背景とする、近年課題となりつつある食品へのアクセスについては、地方自治体の福祉部門が担当することが多いが、地方自治体の他の関係部局との横のつながりも十分でなく、食育問題の範疇でしか対応策を講じていないのが実態である。

(3) まとめと対策の方向性

地域圏内のフードチェーン全体における地域事業者の後継者の不足は、今回ヒアリングした3市に共通するが、全国的な傾向であるとみられる。食に携わる地域事業者の減少は、市民への食の供給の便を損なう可能性がある。また、地域の食文化を担ってきた京野菜などの地域の農産物の生産者、地域固有の食品の製造事業者、小売事業者の減少は、変わって大手量販店の安価で画一的な商品の普及とともに、食文化の急速な喪失にもつながるおそれがある。安価な食品を販売する大手量販店の進出が、地域事業者の存続をますます困難にするという循環がみられる。自治体へのヒアリングでは、それぞれの部局が与えられた役割を果たしていることは確認できたが、横の連携に乏しく、地域の食の問題を横断的に考える役割を担う組織は存在しないのが実情ではないか。この中で、食品事業者の事業承継の問題や、高齢者の食のアクセスの問題、貧困や低賃金による食の質的悪化の問題などは十分に手当てされていないのが実情ではないか。

地域の食に関する様々な問題に関する現状を良く認識しているのは、様々な事業者と取引し、情報へのアクセス機会も多い中央卸売市場の関係者である。しかし、中央卸売市場は、その地域圏のフードチェーン全体のマネジメントに関し特別や役割を与えられているわけではなく、フードチェーンの変化とともに市場の取扱量も減少し、関係する卸・仲卸事業者が縮小するなどの問題が生じている。また、中央卸売市場がない市町村では、食を横断的に考える者が不在であるのが実態である。

以上を踏まえると、①地域圏の生産・製造人口減少などによって地域の産物を扱うフードチェーンが縮小し、安価・画一的な大量流通のフードチェーンが拡張する中で、市民の多様で質の良い食へのアクセス機会の減少、地域の食文化の維持などの様々な問題が発生しており、そのような問題への対応を図るべく、地域圏のフードシステムとしてその全体を見直す、②そのためには、縦割りの問題に陥らずに自治体が対応できるよう体制を強化するなど、それぞれの地域の実情に即した対策を講じることが求められる。地域の実情に応じた対策を講じるには、実情を把握するためのしっかりとした分析（診断）と、縦割りを超える議論ができるようにすることが不可欠である。③問題への対応を図り地域圏のフードシステムを強化する当事者である農業・食品事業者とその議論の場をつくりだすことも求められる。中央卸売市場とその関係事業者・事業組合に加えて、事業継続の技能の高い地域食品事業者、事業組合（専門職業組合）への着眼が必要であろう。

このような観点から、次節では、第3章で取り上げた地域圏のフードシステムの強化を先行してきたフランスと日本の状態を比較しながら、さらに日本の課題の検討を深める。

第2節 日本とフランスの比較

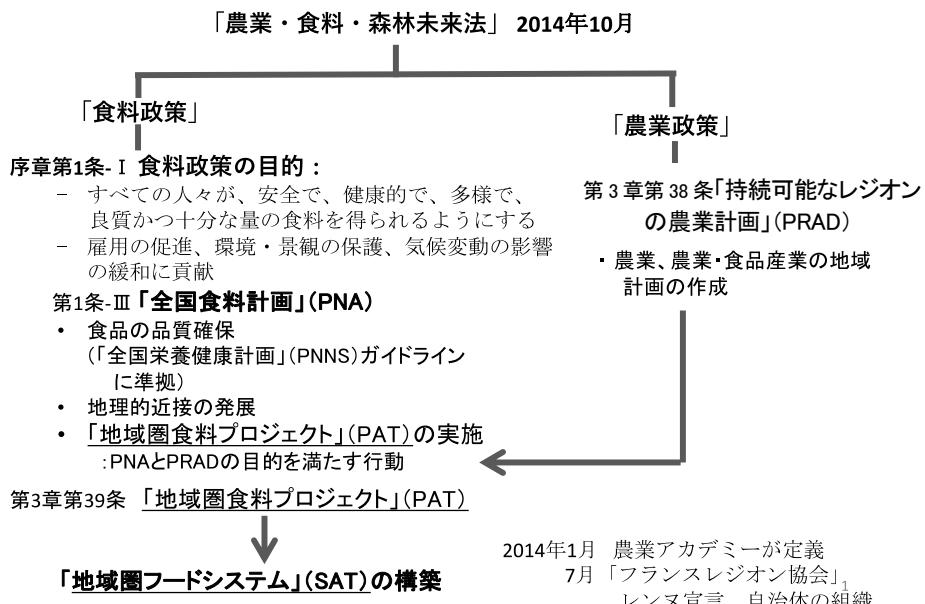
(1) 法制度面～地域圏のフードシステムを強化するための法制度～

フランスにおいては、法に盛り込まれる以前から、それに先行する自治体の取り組みがあり、法が制定されて以降、取り組みが加速したといわれている。しかし、日本では、これまでのヒアリングなどを通して、自治体の各部署からは、どのような施策でも国から枠組みが提示されないと動けない、特に部局横断的な施策についてはそうとの言があった。そこで、日本とフランスは、食料・農業分野においては「基本法」とそれにもとづく「基本計画」をもつという点では共通するが、その内容の違いを整理しておくこととする。

1) フランスにおける法制度

フランスでは、第3章第1節で紹介されているように、自治体のアソシエーションによる調査研究やフランス農業アカデミーによる「地域圏フードシステム」の議論のなかで、2014年に「農業・食料・森林未来法」が定められ、「地域圏食料プロジェクト(PAT)」が法律で位置づけられた。この「未来法」においては、厚生省管轄の「全国栄養健康計画(PNNS)」が「全国食料計画(PNA)」に関連づけられ、さらにPATのなかで、地域圏において食料政策の一環である「全国食料計画」と農業政策の一環である「持続可能なレジオン農業計画(PRAD)」が接合するように組み立てられている。また、食料に対する政策のなかに、それを通した雇用の促進や環境への貢献も明示されている。

図-1 「地域圏食料プロジェクト」をめぐる政策体系



2) 日本における現状の取組

日本では、1999年に「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という）が制定され、「食料の安定供給の確保」と農業生産活動による「多面的機能の十分な發揮」、その基盤となる「農業の持続的な発展」と「農村の振興」の4つの基本理念が掲げられ、食料・農業・農村分野において講じていくべき政策体系が整理された。

第2条（食料の安定供給の確保）において、第1項「良質な食料を合理的な価格で安定的に供給する」に加え、国内の農業生産の増大を図ることを基本に、輸入と備蓄とを組み合わせて食料の安定供給を図る、農業の生産性の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じて、高度化、多様化する国民の需要に即した食料の供給を行う、不測の事態においても食料の供給を確保することが示された。第2条がすべての人を念頭においていた食料政策を定めるものとして考えると、主語や目的語が明確でなく、「食料の安定供給の確保」の目的やその条件の記載がこれでつくされるかは検討を要する。

第8条には地方公共団体の責務にも言及され、「食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とのこととされた。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律106号）（抄）

（食料の安定供給の確保）

- 第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。
- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。
- 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- 4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

（国の責務）

- 第七条 国は、第二条から第五条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

- 第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（食料消費に関する施策の充実）

- 第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品産業の健全な発展）

- 第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

また、第 15 条に基づき、政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という）を定めることとされた。同条文では、以下の事項を定めることとされている。

- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 二 食料自給率の目標
- 三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

概ね 5 年ごとに変更することとされ、直近では、2020 年 3 月に新たな基本計画が閣議決定された。当該基本計画において、「食料の安定供給の確保に関する施策」が提示されているが、その内容は、「新たな価値の創出による需要の開拓」「グローバルマーケットの戦略的な開拓」など、産業政策を中心である。

食料供給は、「総合的な食料安全保障の確立」として、国レベルでの食料安全保障が示されるのみである。食品流通は、消費者/市民に向けての適切な流通としてではなく、食品産業の競争力強化としてしか位置付けられていない。消費者に対しては、「食品の安全確保」と「食品表示」の取り組み、さらに「消費者と食と農の繋がりの深化」として極めて一般的に、食育・地産地消の推進・国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承、消費者と生産者の関係強化が提示されるにとどまっている。

以上のように「基本法」第 2 条の食料の安定的確保の条項が「食料政策」の規定として十分かどうかが問われるが、第 1 項についても「基本計画」において具体化されているとは言い難い状況である。合わせて、第 8 条の地方公共団体の責務の規定にもかかわらず、地方公共団体がその区域の条件に応じた施策の策定、実施にどのように積極的に取り組むのかについての方向性は提示されていない。

日本においても、「食料・農業・農村基本法」とそれにもとづく「基本計画」という法制度の枠組みがありながら、食料政策が食料政策たり得ておらず、加えて、それについての地方公共団体の役割を示せていないことが、地方自治体が「地域圏フードシステム」の構築に向けた施策をとりにくくしている大きな要因であるといえる。

さらに、都道府県や市町村において計画を作る際、国の法や計画にもとづいて個別課題ごとに計画が作られ、関連づけをすることができない状態にある。フランスでは国の法や計画のなかでそれらを地域圏域で統合する方向性が示されているが、日本ではそれがなされていない。関連する法として「食育基本法」「同推進基本計画」、「地産地消法」「同計画」などがあるが、計画上の関連づけは明確ではなく、「健康増進法」「同計画」は視野に入れられていない。

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 食料に関する施策の項目の抜粋

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
1. 食料の安定供給の確保に関する施策
 - (1) 新たな価値の創出による需要の開拓
 - ① 新たな市場創出に向けた取組
 - ② 需要に応じた新たなバリューチェーンの創出
 - ③ 食品産業の競争力の強化
 - ア 食品流通の合理化等
 - イ 労働力不足への対応
 - ウ 規格・認証の活用
 - ④ 食品ロス等をはじめとする環境問題への対応
 - ア 食品ロスの削減
 - イ 食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応
 - ウ 気候変動リスクへの対応
 - (2) グローバルマーケットの戦略的な開拓
 - ① 農林水産物・食品の輸出促進
 - ア 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備
 - イ 海外への商流構築、プロモーションの促進
 - ウ 食産業の海外展開の促進
 - ② 知的財産等の保護・活用

- (3) 消費者と食・農とのつながりの深化
 - ① 食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大
 - ② 和食文化の保護・継承
 - ③ 消費者と生産者の関係強化
- (4) 國際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
 - ① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化
 - ア 生産段階における取組
 - イ 製造段階における取組
 - ウ 輸入に関する取組
 - ② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保
 - ア 食品表示の適正化等
 - イ 食品トレーサビリティの普及啓発
- (5) 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
 - ① 不測時に備えた平素からの取組
 - ② 國際的な食料需給の把握、分析
 - ③ 輸入穀物等の安定的な確保
 - ④ 國際協力の推進
 - ⑤ 動植物防疫措置の強化
 - (6) TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

3) 日本における課題

フランスにおいては、「食料・農業・森林未来法」において、「すべての人が安全で、健康的で、多様で、良質かつ十分な量の食料を得られるようにする」ことが食料政策の目的として明示されている。かつ、それを実現するために、同法および「全国食料計画」(PNA)において地域圏へのアンカーリングが重視され、同法により「地域圏食料プロジェクト」(PAT)が提示され、取組が進められている。また、そのなかで「全国栄養健康計画」(PNNS)、「持続可能なレジオンの農業計画」(PRAD)とも接合されるようになっている。すなわち食料政策と健康政策、農業政策の接合である。

日本においても、フランスの取組を参考にして、すべての人々が十分な食料を得られるようにするための食料政策の必要性について政府、農林水産省が議論し「食料・農業・農村基本法」と同「基本計画」のうちの食料計画の部分に具体策を盛り込むことが求められる。そのなかでさらには食育のみならず、厚生労働省が所掌する健康プランとの結合もできるようになることが必要であろう。

また、重要なことは、地方公共団体に対してその地域圏の食料施策や地域圏フードシステム構築の取り組みを一律に義務づけるものであってはならず、地方自治体や専門職業関係者の自発的意思により、その地域圏の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施できるようにすることが不可欠である。もし、一律に義務付けると、国が示した記載例がそのまま採用されることが予想され、実質的な議論が期待されない。それではそれぞれの地域圏が直面している状況に沿った対応策が講じられることにならず、問題の解決に手が届かないままになってしまう。そのためには、国レベルの議論を進めるに当たって、市町村を中心に地域の関係者における機運の醸成が欠かせない。さらに、全国的にも地域においても専門職業者である事業

者の組織化が日本では十分と言えない現状がある。消費者の議論への参画・関与のあり方についても状況が整っていない。地方自治体と専門職業者については、以下の項でさらに検討する。

これら地域の関係者における問題意識の共有や組織化をまず進めつつ、引き続き、食料政策のあり方について政策研究や議論が進めていくことが重要である。

(2) 地方公共団体～PATを主導する上での自治体の認識・体制・自発的能力～

日本とフランスの地方自治制度の枠組みは共通するところが多く、それもあってフランスのPATをモデルとして検討した。日仏は、全土に基礎自治体である県、市町村が設置されているが、世界に共通する制度ではない。例えば、ドイツは連邦制なので州の権限が強い。ただし基礎自治体がある。アメリカは州によって憲法も異なり、郡以下の自治体は住民自らが作るものであり基礎自治体がない地域の方多い。しかし、日仏は制度が類似するにもかかわらず地方自治体の自発性には大きな違いがある。その違いを整理しておきたい。

その前に、第3章、第4章で取り上げた自治体の規模に触れておきたい。

(日本)

京都市：人口147.5万人、面積827.8km²、農地2,839ha(2015年)

神戸市：人口153.7万人、面積552.3km²、農地4,380ha(2015年)

洲本市：人口4.5万人、面積182.4km²、農地2,450ha(2015年)

(フランス)

トゥルーズ・メトロポル：37自治体、人口約76万人(トゥルーズ市47万人：2015年)、面積467km²
(同118km³)、農地11,000ha

モンペリエ・メトロポル：31自治体、人口約48万人(モンペリエ市29万人)

トゥルーズ市はオクシタニ・レジオンの首府であり、フランス第5の都市であるが、日本では神戸市が第6、京都市が第8番目の都市であり、人口規模、人口・面積比率は著しく異なる。メトロポルは広域行政組織のなかで最大規模のものであるが、75万前後の人口規模は浜松市、熊本市などであり、20～50万人は中核市の規模に相当する。日本の都市の人口規模は極めて大きい。フランスでは地域圏フードシステムに適切な市の規模は、100～150万人、または50万人以下とされることからすると、京都や神戸は前者、トゥルーズ・メトロポルは中間、モンペリエ・メトロポルは後者に相当する。ただし、この二つの規模の想定が何に起因するのか、また、50万人以下の下限の有無は不明である。

1) フランスにおける地方公共団体/地方自治体の特徴と取組み

フランスは基礎自治体を合併しないので、小さな市町村が多く残っており、市の規模もそれほど大きくなない。そのため、独自の予算をもつ自治体間協力型の広域行政組織(自治体間協力公施設法人EPCI)が法にも

とづき、認定、設立されている（第3章第4節図1参照）。地域圏フードシステムの形成に適した規模として、広域行政組織がPATの運営者となることが多い。また、第4章第1節でもみたように、各レベルの地方自治体が合同してアソシエーション（法人）を設立し、PATや地域圏フードシステムに関わる新たな概念の定立や政策、法の制定につながるような、また自治体の活動を支援する活発な活動をしている。レジオンのアソシエーション（ARF）、広域行政組織の一つであるアグロメラシオン・コミュニティ（都市圏共同体）のアソシエーション（TEV）などがある。

PATの取り組みは、197にのぼり、96都府県中82都府県と6つの海外領によよぶ。PAT対象地域の人口は約3,120万人であり、フランスの人口の約47%を占める。PATの34%弱は、都市で管理されている。PAT1つ当たり、平均で78のコミューン（日本の市町村に相当）、人口約162,500人で構成されている。

PATの運営者の約9割はEPCI（広域行政組織）とプロジェクトの地域圏である。内訳は、EPCIである都市自治体間の共同体（33.5%）、プロジェクトの地域圏（30.5%）、EPCIであるコミューン共同体（22.8%）である。

これら的地方公共団体は、自ら主導して、専門職業者らを集めて状況を診断し、協議を行なって、課題を抽出し、独自の行動計画を立案している。共同診断に当たっては、自治体職員（訓練を受けた専門職員を雇用するところもある）が調査分析を行う他、修士学生（最終年の6ヶ月のインターシップ）、研究者の監督下の学生グループ、専門のアソシエーションに委託される場合などがある。量的な数値の把握や分析より、質的な状況の把握や分析が必要とされる。多くの当事者（専門職業者）がラウンドテーブルを囲んで状況を出し合う方法も取られる。関係者が状況を共有できるようにすることが不可欠とされ、それが議論の基礎になる。その結果策定される行動計画は、トゥルーズやモンペリエの例のように類似もあるが異なるところも多い。PATが、健康政策や環境政策のなかに入っていることもあるという。

PATは地方公共団体と地域圏の関係者が主体的に構築しているが、自治体によっては、自力・自助努力に限界があるので、外部からの技術的支援体制が整えられている。最も代表的な支援組織は農業省レジオン総局であるが、他の政府組織の地方総局や農業会議所、研究機関、上記アソシエーションも支援に入り、地域による共同診断やアクションのコーディネーションに対する支援の他、研修や先行する取組成果を基にしたガイドの作成・公表などを行っている。

2) 日本における地方公共団体/地方自治体の特徴と取組

日本の基礎自治体においては、政令指定都市（人口50万人以上）、中核市（人口20万人以上）がそれぞれ20市、60市あり、単独で大きな人口規模を擁している。自治体間連携が必要になる可能性があるのはそれ以下の規模の市町村であろう。広域行政組織の制度は、日本でも、住民の生活圏を整えるために1960年代から広域行政圏の整備として進められてきたが、行政機構は一部事務組合が多く、道路やごみ・下水道、消防等の施設および事務の広域共同処理にとどまった（フランスのEPCIも元来こうした施設整備を目的としているが、その機能を発展させてきた）。その推進も自治体の自発的なものではなく、国の要綱にもとづき

一律に進められ、かつ度々の広域合併に吸収されてきた。2009年6月の第29次地方制度調査会の答申により、今後は市町村の自主的な判断に任すとされた^{*}。また、フランスのような自治体合同のアソシエーション（一般社団法人）を造ることも法律上可能であるが、その例はみられない。

* 横道清孝「日本における新しい広域行政政策」アップ・ツー・データな自治関係の動きに関する資料No.6、(財)自治体国際化協会、政策研究大学院大学比較地方自治研究センター、による。

今回、農業振興、産業振興、卸売市場、健康福祉、子ども子育て、学校教育と、自治体の多くの部署へのヒアリングを行った。その結果、明らかになったことを簡潔にまとめると以下のようである。

まず、全体的にみると、基本施策を立案する際のデータは、アンケートによる市民の意識調査であることが多い、調査項目も国のそれを踏襲することが多い。都市それぞれの客観的な実情が把握されていない。施策についても、国のプランが踏襲されている。とくに食育、健康福祉、子育てについて、その傾向が強い。なされているのはプランの枠内での工夫である。また、これら3つは重なりあうが、プランは部署ごとに立案したものを統合する方式で作成され、横断的な議論はなされていない。これらのことは、国が具体的な枠を提示しない課題について自発的な取り組みを進めようとするには、ガバナンス能力も専門的技能も不足していることを示しており、大きなチャレンジが必要となりそうである。むしろ、農業や卸売市場を担当する部署にそれとは異なる傾向がみて取れた。

以下、分野ごとにまとめる。

地域圏のフードシステムの強化に取り組むには、まずフードシステムの実態を把握することが基礎になる。自治体が主導して診断を行うことが望まれるが、診断には今回のような質的・量的な調査が必要になる。その際、中央卸売市場は圏内のフードチェーンの中心に位置するので、京都市や神戸市のように中央卸売市場を開設している自治体は、集荷先・分荷先の地域や事業者という繋がり、取扱量を通して、フードチェーンについて一定の状況を把握できる。一方、中央卸売市場を開設していない自治体は圏内のフードチェーンの状態を把握しにくく、洲本市ではできていない。中央卸売市場を開設しているか否かは、状況の把握や強化の方策において大きな違いを生むと考えられる。

さらに診断のみならず、フードシステムの強化に取り組む際にも、中央卸売市場は大きな役割を果たしうる。フランスでも公益卸売市場は公的主体が食に直接関与できる唯一の手段であると認識されている。日本は、32の自治体が中央卸売市場を開設しており、主導者である自治体は大きな手段を保持しているといえる。京都は特にそうであったが、中央卸売市場は地域に密着し、食文化を支える多様で質の良い品物を扱いたいと考えており、行政もそれを支えようとしている。しかし、市民が十分にアクセスできているかどうかまではまだ視野に入っていない。

農業振興部署については、神戸市は市民の農業参画を推進している。京都市は中央卸売市場等と連携し生

産から販売までの切れ目のない取り組みを行うことを謳い、部署横断的取り組み、あらゆる産業分野との連携促進を方針としており、フードシステムの強化につながる視点をもつに至っているが、実施はこれからである。

一方、産業振興部署においては、神戸は港湾をもつためか原料輸入や製品移出が、また企業間関係が視野の中心であり、京都は近年食品産業施策を講じるようになり、川上、川中、川下を繋ぐことを重視しているが、ビジネスマッチングでありフードチェーンを繋ぐ視点には至っていない。また、どちらにおいても職業別の事業組合の状態についてはまったく把握されていない。

さらに、市民にもっとも接する立場にある健康福祉、子ども子育ての部署では、京都では栄養や食の教育（食育）は認識にあるが、食は生活の一要素との認識に留まり、市民の食を支える環境を整え、弱者を底上げすることには認識が至っていない。一方、神戸は食の役割を大きく認識しはじめていることが窺えたが、文書回答のため詳細は不明である。また、いずれも他部局との連携は視野に入っていない。

3) 日本における課題

日本とフランスの地方自治制度の枠組みは共通するところが多く、にもかかわらず地方自治体の自発性には大きな違いがあり、日本の今後のあり方を考えるためにも、フランスの地方自治体の活発な活動の由来については調べが必要である。フランスは強い中央集権国家とされ、近年の行政権限の地域への移譲が進められてきた結果とみる向きもあるが、その解釈では無理があり、もとより国からの上意下達で地方自治が進められてきたとは考えにくく、その点についても調べが必要である。

日本でも、フランスの地域圏食料プロジェクト（PAT）のように国が実施を法に盛り込んだとしても、そこにはフードシステム関係者の繋がりの強化や地域圏内のフードシステムの強化という大きな目標、それを達成するための共同診断や行動計画立案という手法は提示されるが、その具体的な進行は自治体が主導して自発的に行い、地域圏の状態に即した仕組みを作るものとなる。自治体が自発的に取り組めるようになるには、1) 市民の抱える食生活上の課題、多様で良質な食料へのアクセスの課題が存在することへの認識、2) ガバナンス能力や専門的技能の獲得が必要である。後者については、関係者の議論により課題を抽出し目標や行動を定める力、部局間の議論により連携を進める力が求められる。専門性を高めそうした力をつけるには、計画的なキャリアパスも必要である。

地域圏の範囲については、日本では政令指定市や中核市は単独でも可能であると考えられるが、それ以外の市町村で地域圏の範囲をどのように考えれば良いか、また、制度的に連携協定か、広域行政組織を作ることが必要かについては、今回のヒアリングでは材料が得られなかった。こうした協定や組織の活動内容は地域経済や環境、文化などにも及ぶものであり、食はそのきっかけになると考えられる。

市が主導して取り組みを進めるとき、体系的に課題に取り組むには、農業・卸売市場・食品産業・健康福祉・子供子育て・学校教育など市内部の部局間で幅広い連携体制を構築する必要があるが、直ちには難しく、ヒアリングの限りでは、もっともフードチェーンを繋ぎやすい位置にある中央卸売市場部局、農業部局が連携してあたることが現実的だと考えられる。市民まで視野に入れてフードチェーンを繋ぐこと、さらに、生活弱者の食生活の底上げ、健康・福祉、子育て部局と連携することは、その先の積み上げとなろう。もちろん地域によって順序は異なるかも知れない。あわせて、専門職業組織の育成や連携の促進も必要である。

一方、中央卸売市場を開設していない自治体について、どこがコアとなるかの検討は、今回のヒアリングでは材料が不足した。農業部局が主導し、農協や地方卸売市場、生協と連携し、対象を広げていくことが可能性としては考えられる。

自治体が主導して自発的に取り組むこと、関係者の議論をもとにすること、実際にどのような行動計画ができるかについては、モデルが必要であろう。今回協力を得た3市はその候補となり、調査結果は検討の材料になろう。

（3）専門職業者が一同に会する場、事業者の状態～専門職業組織の機能、卸売市場の機能～

1) フランスにおける取組

フランスでは、1901年の「協会法」に端を発し、1975年「農業の専門職業組織に関する法」、2010年「農業漁業近代化法」などの変遷を経ながら、専門職業組織に関する長い法制度の歴史がある*。

専門職業組織 (professional organisation) は、産業自らが組織するものであり、主要品目のフードチェーンの各段階において組織が存在し、産業の進歩と中小企業の支援に取り組んでいる。牛肉や豚肉、牛乳、野菜など、品目によっては、小売までの全ての段階の組織が集まった専門職業間組織 (inter professional organisation) がある。これらの組織は、修士や博士の学位をもつ専門性の高い職員を抱えている*。

* 新山陽子他 (2014) 「フランス、オランダの農業・食品分野の専門職業組織 —設立根拠法と組織の役割、職員の専門性—」『フードシステム研究』第20巻4号：386-403

地域圏食料プロジェクトは、生産者、加工業者、流通業者を緊密に結びつけることを目指しており、農業や食品産業の専門的な仕事の役割が重視されている。考慮すべき課題には、横断的に取り組めるようプロジェクトが組まれ、関係者が集められ、共同診断がされ、行動計画は協力して開発される。その際、専門職業組織には地域支部があり、地域圏において関係者が集まるのは難しくない。

また、公益卸売市場の関係者を集める機能にも注視されている。トゥルーズにおいても、メトロポル内の多様な買い手をすべて集め、売り手として近隣の生産者や食品製造業者を集め、関係者全体をまとめる機能を果たすことが強調されていた。フランスの卸売市場は、生産者や卸売業者が売り場で直接販売する仕組みであり、加工食品も同じようにして販売されるので、関係者が一同に会する機能が高い。モンペリエはワイン

やチーズを含む多くの地域産品を扱っている。

2) 日本における現状の取組

日本において多くの専門職業組織があり、全国組織、県支部をもつが、職員の数も少なくその多くは事務職員であり、専門性の高い職員は酪農・乳業分野など一部を除いてほとんどいない。市のレベルにも専門職業組織はあるが、実情を把握している市はほとんどないのでないかと推測される。京都市については産業企画室からリストの提供を受けたので、今後、実情の調査が望まれる。

他方、日本では記述の通り、多くの都市に中央卸売市場が設置されており、ここが多様な売り手と買い手の結節点となりうる。ただし、日本の制度では直接会合はせず、加工產品は通常の売り場では扱われていない。一方、日本には、青果、水産それぞれに仲卸組合がある。食肉市場には仲卸制度はないが、買參組合がある。また、開設者である市の市場課が開催する、卸売会社を含めて、関係者が一同に会する運営協議会もある。市場によって異なるが、議論することを重ねると、重要な意見交換、合意形成の場となる。

考慮を要するのは、地域圏のフードシステムの結節点としての位置には、市場によって違いがありそうである。今回の調査の範囲でも、京都市では市内の多くのスーパーマーケットや飲食店は京都市場から仕入れており、神戸市でも市場からの搬出先としてスーパーマーケットの割合は高いが、近隣の大坂市場からの仕入れを行うスーパーマーケットもみられる状況であり、ひとつの市場流通の流通実態で把握できる範囲に違いもある。

食品事業者の状態については、食品製造や卸売、小売の事業者における事業や経営のガバナンス、地域の事業者や地域の人々との結びつきには大きな幅があると推測される。今回のヒアリングでは、3市の代表的な業種について、地域性のありそうな事業者にヒアリングが行われた。対象数が限定されたので情報量も限定され、その限りでだが、以下のような状況が捉えられた。

京都市では、品目によって状況に違いがありそうであった。牛肉、味噌、漬物、豆腐の歴史のある店は、馴染みの客を抱え、仕入れも中央卸売市場や市内・府内農家が多い。デパートを含めて地元の店や自店での販売へのこだわりがある。職業組織の結束も強い。時代の動きをみながら製品づくりの技能、事業の先をみすえる力を磨くことがなされている。世代交代の準備も怠りなくされている（豆腐業界では後継者不足だという）。経営問題は出されていない。地元スーパーマーケット、生協は、地域密着で展開している。しかし、今後については、域外からの安売りスーパーの進出により危惧されている。他方、乾物の卸・小売は、若い人を含めて馴染みの客を持ちながらも、スーパーマーケットの進出などで打撃を受けており、後継者確保が困難であるという。京都市との連携については、食肉買參組合（食育）、生協（食品ロス）を除き、個々の事業者には声がかかっていない。

神戸市では、市や県との連携は比較的活発である。一方、食品製造業の場合、原料の仕入れや製品の販売においては、あまり地元が意識されていない。視野は関西や近畿であり、その関西の消費者のニーズともマ

ッチしないとの言もあった（例えば、関西の消費者は価格を気にするなど）。また、経営コスト問題への言及が多かった。対して、小売市場、商店街がかなり残り、近隣住民との関係が強い。また歴史のあるコープこうべも地域の人々との繋がりが強いが、組合員が高齢化しているようである。移動販売など買い物弱者対策も行われている（京都は、街中は不要であるが、北部山間地の状況は不明である）。

洲本市のヒアリングは地元スーパーマーケット1社のみであったが、地域の食文化が残り、人々は地元のものを好むので、地元のものを扱っている。自らを地域の重要なインフラと認識し、過疎地に店舗を開いたり、出店できないところに移動販売を行なっている。

大手スーパーマーケットの域外からの参入について、神戸のヒアリングでは言及がなかったが、京都、洲本では警戒されており、地域スーパーマーケットの役割の尊重が訴えられていた。

3) 日本における課題

日本では専門職業者を集める場合は、まず中央卸売市場をその場とし、開設者である市の市場課、卸売会社、仲卸組合、買參組合を束ねると、そのうえにさらに異なる組織間の議論や連携も可能になるように考えられる。議論の習慣や蓄積がないと、連携は難しいが、議論することを重ねると、重要な意見交換、合意形成の場となる。京都市では、卸売会社、仲卸組合に加えて、青果、水産の小売商業組合（専門小売店の組合）、食肉では買參組合も運営協議会に出席しており、運営協議会が市場外の小売事業者を含むすべての市場関係組織の議論の場となっている。地域圏内のフードシステムについての状況把握や、課題抽出、行動を論じることのできる場として、最も大きな可能性を持っている。議論の輪を、課題によっては、市内農家、府内農家に拡大し、専門小売店のみならず地域事業者（地元資本）であるスーパーマーケットや食品製造業者に拡大することも可能であろう。

専門職業組織との問題意識の共有、組織間の連携も必要であるが、実質的な活動がされていないことが多いので、中心的役割を担える組織や事業者を診断のなかでみつけだすことが必要である。今回のヒアリングの情報では、京都は京都府食肉協同組合、京都府豆腐油揚商工組合、神戸は神戸市小売市場連合会などがそれにあたりそうである。将来的には、支援して組織を育てることが必要であろう。

食品事業者の事業特性や経営状態、後継者の有無は、地域や品目によって違いがあり、診断のなかで把握が必要ではないか。小売店、スーパーマーケットについては、京都、洲本では域外からの安売り店の参入が警戒されており、対応の考慮を要する。神戸は、経済圏が大阪と繋がっており既に混在化している状態か、あるいは事情が認識されていないのか、調査を要する。事業の継続性の高い事業者においてその鍵となっているものは何かについて、難しい課題であるが検討が必要であろう。

(4) プロジェクトの内容について

フランスはトゥルーズ・メトロポル、モンペリエ・メトロポルの事例が下記表のようにまとめられる。食のさまざまな面を考慮しそれを結びつけようとするシステム PAT に属するが、トゥルーズがよりその傾向が強く、市民自らが行動を変えるための情報提供や食生活改善支援まで行われている。モンペリエは農業・農村、地元食材活用のウエイトが大きい。公益卸売市場を重視しているところは共通する。

トゥルーズ・メトロポルの PAT		モンペリエ・メトロポルの PAT	
柱	プロジェクト	柱	プロジェクト
地元の生産・就農の支援	農業プロジェクト間の繋がり、農地の保護、農業公園の活用など	アグロエコロジー 農業の強化	農場のネットワーク、メトロポル所有地に受入
集団給食の支援	包括的支援の提案、市町村共同の公共契約、調達方法の共有、意識改革	隣接する農村地域の連携	憲章の締結、Web プラットフォーム
フードチェーンの構造化	公益卸売市場を介し地元製品の流通の最適化、可視化、満たされていないニーズを補完、手法実験	公益卸売市場との連携	地元食材を使った加工センターの設置
意識改革とアクセスの改善	市民自ら行動を変えるための情報提供、良質な食品の入手場所の確保、生活費の範囲内での食事改善の支援、地元産品の可視性向上	学校給食	食品ロス対策、地元食材使用メニュー開発、地元調達
		家庭菜園・共同菜園の設置	
		イベントへの市民の動員	
		事業者との連携	食品企業の支援を通した農業の多様化、ゴミ分別、流通業者と連携した短い経路の供給

日本ではまだプロジェクトが行なわれていないので、京都市ヒアリングから導かれる範囲の極めて限定的な例示にとどまり、かつ、プロジェクトは自治体と専門職業者など関係者自らが協議し、判断するものであり、他から与えられるものではないが、イメージづくりのために例示しておく。中央卸売市場がフードシステムの構造化の核となり、密な関係づくりを広げることによって、捕捉が必要な課題に取り組みを広げていけるのではないかと考えられる。市民の食環境や食生活の改善支援は、保健福祉部局との連携が必要なため直ちに方策が見えないが、農林部は農林振興センターが区役所へ移転したことによって健康福祉面での連携を期待している。

柱	プロジェクト	連携部局・連携者
1) 中央卸売市場を介したフードシステムのさらなる構造化	地元農産物の市内への供給拡大（規格の検討など）	中央卸売市場と農林部の連携：農林振興センター、卸売会社、仲卸組合、専門小売店の協議
	地域に密着した専門小売店の育成	上記に、水産仲卸組合、卸売会社の参加
	小売店の売り方の工夫	同上

	地元スーパー・マーケットの事業強化	同上（地域企業振興条例を元に）
2) 学校給食の充実	卸売市場を通した地元農産物の供給拡大、卸売市場の扱う水産物の供給	同上から教育委員会への働きかけ
3) 市内・府内農家の育成	農産物：直ちに方策が見えないが、上記の協議のなかから生まれないか 京都肉の和牛：方策はあり、京都府との連携が必要	
4) 市民の食環境・食生活の底上げ	直ちに方策が見えないが、農林振興センターの区役所への移転による保健福祉センターとの連携の可能性あり	

第3節 日本の問題点に対応するための方策

前節までを踏まえ、今後、日本においてもフードシステムの強化に向けた地方自治体による主導的・自発的な取組が展開されるよう、その方策を提言として以下に整理する。

<提言1>

地域圏の実情を踏まえたフードシステム強化に向け、地方自治体等による主導的・自発的な診断や協議、課題への取り組みが促進されるよう、必要に応じた柔軟な支援を国および大学や研究機関が行うこと。

まず重要なことは、地方自治体を中心に地域圏の関係者レベルにおいて、フードシステム強化に向けた主導的・自発的な議論・取組の重要性が認知され、行動に移されることである。しかしながら、今回ヒアリングの限りでは、地方自治体において部局横断的な議論が一般的に行われているとは言いがたいことが確認された。

さらに、中央卸売市場を開設する自治体では、地域圏でのフードチェーンの状況を比較的把握している一方、中央卸売市場を開設していない自治体においては、圏内のフードチェーンの状況把握自体が困難な自治体があることが確認できた。

このため、全国一律的に取組を進めようとすることは現実的ではなく、全国に32ある中央卸売市場を開設する地方自治体を念頭に置き、その中でも、これまでの議論の蓄積がある京都市及び神戸市を候補とし、継続的なコミュニケーションを図り、まずは地方自治体内での理解と機運の醸成を図る。また、今回ヒアリングを行った洲本市においても、中央卸売市場を持たない地方自治体としてのモデル事例になり得ることから、同様に意見交換を継続する。

その上で、地方自治体内における理解醸成を図る上で、定性的・定量的に実態把握（診断）を行うことが欠かせないが、地方自治体がよく使う手段としては市民アンケートであり、これでは適切な現状把握が難しいことが多い。課題認識に至れる適切な診断を行うには、候補自治体におけるヒアリング調査や統計の解析、

さらに専門職業者がラウンドテーブルを囲んで状況を出し合う等ができるよう、国や大学を含む研究機関が必要な支援を行うこととしてはどうか。

<提言2>

地域の関係者の理解醸成、取組の進展状況を踏まえ、次期基本計画において、地域圏フードシステム強化に向けた施策を位置づけること。

基本計画において、「食料の安定供給の確保に関する施策」が提示されているが、2020年3月閣議決定の現行基本計画においては、地域圏フードシステムの強化に向けた施策は位置づけられていない。

基本計画が概ね5年毎に変更することとされ、2025年に次期基本計画が見直されると考えられる中、次期基本計画においては、提言1による地域の関係者の理解醸成、取組の進展状況を踏まえながら、地域圏フードシステム強化に向けた施策を位置づけてはどうか。

その際、フランスの取組を参考にし、全ての人々が十分に食料を得られるようにするための食料政策の必要性を農林水産省が中心となって議論を行い、農業政策はもちろん、食育基本計画や健康日本21など、健康新政・栄養政策との接合にも十分留意する。

また、地域圏フードシステムに関する施策を基本計画に位置づけるに当たっては、地方自治体の役割を適切に明示し、かかる議論や取組を一律的に義務づけるのではなく、地方自治体等の地域の関係者の自発的意願により取組が進むよう、十分に留意しなければならない。

さらにそのためには、「食料・農業・農村基本法」においても、第2条第1項を達成するための方策として地域圏フードシステムの強化を位置付けることが望まれるのではないか。

その上で、これら基本計画、基本法における検討プロセスに備え、引き続き、食料政策のあり方について政策研究を進めていくこととしてはどうか。

<提言3>

地方自治体等の地方公共団体には、圏内の人々への食料供給の向上、それを支えるフードシステムが強化できるように、フードシステムを構成する専門職業者との関係を密にし、自発的な行動が期待される。

すべての人が安全で、健康的で、多様で良質かつ十分な量の食料を得られるようにするために、フードシステムを構成する専門職業者や市民との関係を密にし、地域圏のフードシステムを強化するためのプロジェクトを主導することが望まれる。

その際、フランスの取組が参考になるが、専門職業者をはじめとする関係者を集め、実情を把握するための診断を行い、協議し、取り組むべき課題とプロジェクト、ガバナンスを考えることが有効である。第4章

第2節のガイドを参照されたい。

食料の供給について、中央卸売市場を開設する自治体では、市場が専門職業者を集め、実情を把握し、密な関係をつくる核となりうる。市の内部でも農業・卸売市場・食品産業の関係部局の連携が必要である。さらに、健康福祉・子供子育て・学校教育などの部局と連携して、市民や子どもたちが取り残されないよう食料にアクセスでき食生活を向上できるように支援することも望まれる。

限定された調べに基づくものであり、状況は地域によって異なりため、同一には考えられないが、第3章第1節の京都市のまとめ、本章第2節の（2）～（4）を手がかりに、地域圏に即した取り組み方を模索されたい。

なお、どの地域範囲をまとまりのある地域圏とするかについては、政令指定都市や中核都市は単独で一つの地域圏となりうるがその他の地域でどう考えるかは模索が必要である。

まずは今回調査を行った京都市、神戸市、洲本市をモデル事例として、引き続き意見交換やプロジェクトの研究を継続する。

地域食料ビジョン研究会名簿

<学識経験者等>

新山陽子（立命館大学教授）
小嶋大造（東京大学准教授）
大住あづさ（鹿児島大学助教）
上田 遥（日本学術振興会特別研究員）
松原拓也（三菱UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 研究開発第2部研究員）
工藤春代（大阪樟蔭女子大学准教授）
清原昭子（福山市立大学教授）
山口道利（龍谷大学准教授）
八木浩平（神戸大学准教授）

<農林水産省>

杉中 淳（輸出・国際局輸出促進審議官）
山口 靖（農村振興局農村政策部長）
藤田晋吾（農林水産技術会議事務局研究推進課長）
武田裕紀（新事業・食品産業部食品流通課長）
長野麻子（新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長）
吉松 亨（新事業・食品産業部企画グループ長）
久納寛子（大臣官房政策課食料安全保障室長）
中島明良（新事業・食品産業部企画グループ課長補佐）
林 達二（新事業・食品産業部企画グループ調整係長）
高橋克也（農林水産政策研究所総括上席研究官）

※敬称略。肩書は執筆当時。

主な執筆担当者

第1章 研究会一同

第2章 研究会一同 (図表は公益財団法人流通経済研究所より提供)

第3章

第1節 新山陽子、上田遙、大住あづさ、工藤春代、松原拓也

第2節 清原昭子、山口道利、八木浩平

第3節 中島明良

第4章 新山陽子、大住あづさ、上田遙 (詳細は各節の末尾に記載)

第5章 杉中淳、新山陽子、武田裕紀、中島明良